平成２４年（フ）第１５０号
群馬県高崎市石原町1161番地１　石原ハイツ305号
債務者　崎山　國雄
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５３号
群馬県高崎市寺尾町2615番地　市住３号棟321号
債務者　倉林　亮典
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３３３号
埼玉県飯能市大字中藤上郷３番地７、前住所埼玉県飯能市大字川寺168番地５
債務者　門脇　久正
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３３４号
埼玉県飯能市大字中藤上郷３番地７
債務者　門脇　千影
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３６３号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目１番地10　ＥＸＣＥＬみずほ台102
債務者　鈴木　謙二
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３８４号
埼玉県川越市大字今福156番地31
債務者　岡和田幸江（旧姓長崎）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３８７号
埼玉県所沢市大字上山口2082番地の１　ヴィラカイザー105
債務者　松岡江美子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３９１号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目５番19号　シティコーポ102号
債務者　舘野　定男
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１７号
静岡県御殿場市竈524番地の29、前住所静岡県御殿場市竈2009番地の１
債務者　岡本　信夫
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２７号
三重県松阪市大河内町761番地
債務者　長野　順子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３８号
北海道砂川市西三条北17丁目１番８―35号
債務者　板東由佳里
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
群馬県沼田市上発知町681番地
債務者　桑原　英子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
神奈川県伊勢原市池端448番地　レオパレス花恋102号、前住所神奈川県平塚市岡崎2995番地の１
債務者　瀧澤　妙子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２１５号
相模原市南区東大沼４丁目21番１号
債務者　高村　篤司
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２０４号
愛知県稲沢市高重町屋敷11番地　Ｒｅｖｅｕｒ２―101
債務者　宮崎真由美（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４７号
山口県山陽小野田市大字山川795番地８ピュアガーデン202号、従前の住所山口県宇部市昭和町３丁目13番７―102号、従前々の住所山口県山陽小野田市大字山川46番地３
債務者　村崎　順子（旧姓浅山）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１０９２号
神奈川県藤沢市葛原1928番地の12
債務者　中村あき子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部